

木津川市教育委員会会議録

平成30年第9回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：平成30年9月25日（火） 午前9時30分から午前11時21分まで
- 場 所：木津川市役所 4階 4-2会議室
- 出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、藤岡教育部次長兼学校教育課長、
西村社会教育課長

1. 開 会 教育長 教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認 教育長が、第8回定例会議の会議録の承認について提案された。 委員より異議なく承認された。

3. 議事

《報告第3号 木津川市立幼稚園条例施行規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、関連する

《報告第4号 木津川市特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の一部改正について》を一括して報告することを提案した。

委員より異議なく一括して説明することを承認した。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

8月29日に開催した平成30年第8回教育委員会定例会において、議案第28号で議決された教育長の臨時代理による「木津川市立幼稚園条例施行規則の一部改正」並びに「木津川市特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の一部改正」について、9月12日付で決裁し、同日告示をしたので報告する。

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、報告第3号においては、未婚のひとり親世帯について、寡婦と同様とみなす規定を加える改正を、報告第4号においては、利用者負担額の算出基礎である市町村民税所得割課税額の算定において、指定都市では税源移譲により8パーセントで算定されることから、指定都市からの転入者について、市町村と同様の6パーセントで換算することにより不均衡を解消する改正を規定したものである。

【質疑応答】

教 育 長：市町村民税所得割課税額の指定都市とその他の違いを説明願う。

事 務 局：指定都市の場合は、都道府県が2パーセント、指定都市が8パーセント。その他では、都道府県が4パーセント、市町村が6パーセントである。

教 育 長：指定都市から木津川市に転入された場合の措置を説明願う。

事 務 局：指定都市の場合は、8パーセントで課税されているので、その他の市町村からの転入者と同様の6パーセントで利用者負担額を算定する。

4. 教育長報告（平成30年8月30日～平成30年9月25日）

（1）教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・9月3日の総務文教常任委員会の案件の1つは、議案で審議いただいた移動図書館の廃止についてであった。委員会では、賛成多数で可決された。
- ・9月14日は、木津中学校を除いて体育大会が開催された。木津中学校は、18日に開催された。
- ・9月19日は、ストライダーの国際競技で、2位になった4歳児が表敬訪問に訪れた。また、同日、府のモデル事業で州見台小学校及び梅美台小学校と事務の共同化を実施している木津南中学校へ、府の教職員課長と名城大学の先生や山城教育局が視察に訪れた。

5. その他

（1）今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

（2）平成30年度第1回いじめ調査結果について

事務局が資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

平成30年度第1回いじめ調査結果について報告する。

第1回いじめアンケートについては、5月17日から7月5日までの間で、全18小中学校で実施した。

その後の聞き取り調査を含めて、全児童・生徒にいじめ調査を実施した。

今回のアンケートでは、いやな思いをした人で誰かに相談したかに加えて、誰に相談したかの項目を加えた。

アンケートでいやな思いをしたと答えた児童・生徒は、小学校で1,537人であった。その内の1,057人が、今は行為が止んでいると答え、480人が、今も続けていると答えた。

中学校では、139人がいやな思いをしたと答え、その内の92人が、今は行為が止ん

でいると答え、47人が、今も続いていると答えた。

学年別で見ると小学校では、2年生がやや多くなっているが、学年で大差はない。

中学校では、例年と同様に3年生がやや少ない。

アンケートでは、本音を出し切れていないことも考えられるので、今後もアンケートだけに頼らずに、日常の観察等による実態把握に努めていく必要がある。

いやな思いをした時に誰かに相談をしたかについては、小学校では、1,537人中の824人が、誰かに相談したと回答した。

相談相手については、小学校では、家族、先生、友人の順で多く、その他として祖父母、習い事の先生、学童の先生、上級生となっている。その他の中では、学童の先生が一番多かった。

中学校では、いやな思いをした139人中の76人が、誰かに相談したと回答した。

相談相手については、家族、友人、先生の順で多く、その他としてスクールカウンセラーやインターネット上の友人との回答があった。

いやな思いをした発生率では、小学校で31.2パーセント、中学校で6.1パーセントと昨年の第2回調査よりは微増している。

いじめの未然防止の取り組みを継続し、強化していく必要がある。

いやな思いの態様について、例年と同様に、「ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言われた」が圧倒的に多く、続いて「遊ぶふりをしてぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした」が多くなっている。

冗談半分から始まり、線が引けないという事もあるので、相手の気持ちに立って考えることや心にブレーキをかけるといった事を、常に指導していく必要がある。

次に府の第1回いじめ調査結果について報告する。

アンケートでいやな思いをしたと答えたものに、聞き取りや観察でいじめと認知したものを加えて、兄弟げんかや明らかな勘違いを除いて精査したものである。

小学校では、1,543件をいじめとして認知し、その内46件が解消、1,497件が未解消である。

解消の判断については、昨年3月に見直しがされて、次の2つの基準を満たすものとされた。

1つ目は、いじめの行為が止んで相当の期間が経過しているもの。相当の期間とは、3か月を目安とするとなっており、認知した後に3か月を経過していないものについては、解消とはならない。

2つ目は、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないものである。

また、未解消については、要指導、要支援、見守りの3つに分類することとなっている。

要指導とは、いじめの行為が続いていて、いやな思いが残っている。

要支援とは、いじめの行為は止んでいるが、今もいやな思いが残っている。

見守りとは、いじめの行為が止んでいて、いやな思いも残っていないが、3か月が経過

していないものである。

小学校の未解消を3つの態様に分類すると、要指導が26件、要支援が190件、見守りが1,281件である。

この未解消については、追跡調査が必要であるので、2学期に行う第2回調査の際に再度の聞き取りを行い、解消しているかの判断を行うことになる。

中学校では、93件をいじめとして認知し、その内の解消は0件、93件が未解消である。

未解消の内訳は、要指導が5件、要支援が27件、見守りが61件となっている。

要指導については、行為をすぐに止めさせる必要があるため、教育委員会に報告書の提出を受けて内容の確認を行っている。

内容としては、廊下をすれ違う際に悪口を言われたことや部活動でのトラブル等があげられている。

学校のいじめ防止等対策委員会を中心にしっかりと対策を練っている。

定義に沿って解消となっても、継続的な指導と経過観察が必要となる場合もあるので、再発防止に取り組んでいく。

次に認知件数の推移は、昨年度の2回目調査と比較して、小学校では、発生率が27パーセントから28パーセント、中学校では、昨年度と変わらず4パーセントでほぼ横ばいである。

認知件数が多い事がマイナスではなく、積極的に認知をして解消に向けて取り組んでいくという方針であるため、多く認知した分しっかりと解消していくことが肝要であると考えられる。

未解消である要指導、要支援の対象児童・生徒について、各学校で2学期に入った後にしっかりと観察を行っているところである。

【質疑応答】

教 育 長：いじめアンケートを、早い学校で5月17日に実施しているが、この時期に行うと1学期の3分の1しか把握できないのではないかと。

事 務 局：いじめアンケートの後に個別の懇談をするので、アンケートを早めにとって、その後の状況も聞き取りを行うことで、把握に努めている。

教 育 長：アンケートは、1つの手段として、その後の個別相談や学校の認知等を含めて、1学期間の総括が7月22日の府のいじめ調査結果ということか。

事 務 局：お見込みのとおり。

委 員：アンケートの実施時期が早い場合に、アンケート後のいじめは認知件数には集計されていないのではないかと。

事 務 局：個別面談を必ず行っており、認知件数には集計されている。

委 員：アンケートの件数と認知の件数に大差がない。

アンケートを実施してからの期間が長ければ、もっといじめの認知件数が増えていても不思議ではない。

学期の半分までの間にとったアンケートの件数といじめの認知件数がほぼ同じなのは何故か。

教 育 長：アンケートでいやな思いをしたと答えた件数と、その後のいじめ調査で精査して、新たに認知した件数を加えた結果である。

委 員：学校間の差を出すことが目的ではなく、いつにアンケートを取って、いつに認知したかを見ながら、個々の事例に対応していくことが最も大事である。

各学校で、この時期が一番調査しやすいという事で良いが、少し期間の幅が大きすぎるのではないか。5月中旬から6月中旬までの間にアンケートを取るように等、時期を統一した方が教育委員会としても判断しやすい。

教 育 長：アンケートの時期が遅い学校は、その後の調査がかなり大変になるのか。

事 務 局：個別面談で状況を把握しても、指導の期間が短くなってしまう。

アンケートの実施期間については、いじめ生徒指導担当者会で検討する。

委 員：クラス替えの後、一般的に学校が落ち着くのは、5月の連休が明けてしばらくしてからなので、このあたりが目安になるのではないか。

事 務 局：クラス替えをした後に集団が落ち着いた、ゴールデンウィーク明けにアンケートを取り、結果に基づいて個別面談を行い、状況をしっかり把握するという意味では、5月17日は決して早くはないと考える。

委 員：アンケートの目的が、いじめをしっかりと把握していじめを無くしていくことなので、実施時期によって漏れ落ちが起こらない様に努力していただきたい。

委 員：いじめ調査以外で、いじめやトラブルに関する件数等は報告されるのか。

事 務 局：認知した都度、いじめ報告用紙で理事若しくは担当の指導主事に報告がある。

委 員：全国のいじめ調査結果が毎年公表されているが、調査の実施期間は定まっていないのか。

事 務 局：文部科学省調査は、4月末から5月に実施されている。

委 員：都道府県で比較する意味はあまりないのではないか。

事 務 局：京都府は、認知件数が多いが、解消率も高いことが特徴であったが、解消の要件が変更になって年度途中の解消が少なくなった。

教 育 長：いじめに関わって、私達も心しておかなければならないのが、他府県であったように事実を隠ぺいすることなく、明らかにしていく姿勢が大切である。

(3) 加茂青少年山の家及び旧加茂プラネタリウム館跡地活用に係る公募について
事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

加茂青少年山の家及び加茂プラネタリウム館、これらに隣接する青少年育成施設、ふるさと自然公園について、地域振興に資する有効活用を希望する事業者の募集を行っていききたい。

貸与や譲渡の条件としては、いずれも地域の活性化や福祉の向上、産業の振興などに寄与し、地域住民の理解を得られる提案であること。また、改修や維持管理に係る一切の費用を事業者が負担することとしたい。

募集方法としては、公募型プロポーザル方式で公募を想定している。

提案については、全ての施設の一体的な利用の他、青少年山の家施設やプラネタリウム館のいずれかの提案も視野に入れている。

基本的には、貸付けを想定しているが、場合によっては売却も考えられる。

今後の予定は、政策会議で方針を諮り、社会教育委員会に報告していききたい。

【質疑応答】

委員：境界は、はっきりしているのか。

事務局：コンクリート杭が入っており、はっきりしている。

委員：プラネタリウム館の投影機は、修理すれば使用できるのか。

事務局：メーカーからは、再稼働は保証できないと言われている。

委員：使用できない場合は、公募した事業者が廃棄することになるのか。

事務局：原則、事業者が廃棄をすることとなるが、協議することになる。水銀を使用していることもあり、廃棄を専門業者に頼む必要がある。

委員：置いたままか廃棄かは事業者に委ねるという事か。

事務局：基本は、現状有姿で引き渡し、必要な手立ては事業者に委ねるものと考えている。

委員：市街化調整区域は、何が出来ないのか。

事務局：現状用途での建て替えは認められるが、新たな建築は抑制しているという区域である。

委員：流行しているグランピングのバンガローを建てることは可能か。

事務局：調整区域の特例として、山の家が宿泊施設として設置されているので、この区域は宿泊施設が認められている。京都府と協議・確認は必要であるが、同種同用途であれば認められる公算が大きい。

委員：山を家の建物所有者は京都府だが、勝手に改築や継ぎ足しをすることは可能なのか。

事務局：京都府と協議は必要である。建築基準法上は、一般論として増築であれば現在の建築面積の10平米以内であれば許可は不要である。それを超える場合は、開発許可から手続きが必要である。

教 育 長：京都府は、木津川市に山の家を引き渡したいと考えている。無償譲渡になるか、京都府がかけた費用を請求するのかは交渉になる。

委 員 員：京都府に返還すると言え、京都府が解体をされるのか。

教 育 長：これまでは、青少年育成施設として活用してきたが、時代とともに役割も変わってきているので、今後は、市町村で地域振興に活用をしてはどうかという事である。

(4) 最近の主な新聞記事について、教育長が資料に基づき説明を行った。

(5) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成30年10月22日（月）の午前9時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。